

令和 5 年 9 月 1 日

各 位

栗本鐵 健康保険組合
理事長 新宮 良明



公 告

このたび、令和5年8月8日付けにて近畿厚生局長より規約の一部変更について認可を受けたので、令和5年9月1日から次のように変更する。

- ・第11条第1項中「選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする」を「選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする」に改める。

(変更理由)

選挙において、最多数の投票を得た者から定数に達するまでの者を当選人とするため。

- ・第28条第1項「理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。」の次に「ただし、候補者の数が選挙すべき理事・理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。」を加える。

(変更理由)

理事、理事長及び監事の選出について、立候補制による選挙を実施していることから、条文を追加するため。

- ・第45条の2として、「介護保険料額の負担割合については、事業主と被保険者で折半する。」を加える。

(変更理由)

介護保険料額を事業主と被保険者が折半していることを明確にするため。

以 上